

平成29年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	2
条例議案	8
一般議案	10
補正予算議案	1
合計	21

平成29年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	消防局
2	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政局
3	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	総務局
4	北九州市市税条例の一部改正について	財政局
5	北九州市債権管理条例について	
6	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	産業 経済局
7	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
8	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建築 都市局
9	北九州市港湾施設管理条例の一部改正について	港湾 空港局
10	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育 委員会
11	公有水面埋立による土地確認について	市民文化 スポーツ局
12	町の区域の変更について	
13	住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について	
14	北九州市東部農業委員会の委員について	産業 経済局
15	北九州市西部農業委員会の委員について	
16	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
17	市有地の処分について	港湾 空港局
18	市有地の処分について	
19	公有水面埋立てに関する意見について	

番号	件名	提出局
20	指定管理者の指定について（北九州市立小倉南図書館）	教育委員会
21	平成29年度北九州市一般会計補正予算について	財政局

No 1	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (消防局警防部消防団・市民防災課)
---------	--

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 補償基礎額の加算額及び加算の対象の変更（第3条関係）

区分	改正前	改正後
配偶者	4 3 3 円	3 3 3 円
子	1人につき <u>2 1 7 円</u> （配偶者がない場合は、そのうち1人については <u>3 6 7 円</u> ）	1人につき <u>2 6 7 円</u> （配偶者がない場合は、そのうち1人については <u>3 3 3 円</u> ）
孫		1人につき <u>2 1 7 円</u> （配偶者及び子がいない場合は、そのうち1人については <u>3 0 0 円</u> ）

2 施行期日

平成29年4月1日

N o
2

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

(財政局税務部税制課)

北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 個人市民税

(1) 特定配当等に係る所得について、市長が適当と認めるときは、当該特定配当等に係る所得の金額を総所得金額から除外して算定することができることを定める。(第17条関係)

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長(付則第21条の2関係)

改正前	改正後
平成29年度まで	平成32年度まで

2 固定資産税

被災住宅用地の申告について、被災市街地復興推進地域が定められた場合の申告書の提出期限は、被災年度の翌年度から被災後4年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までとすることを定める。(第62条の3関係)

3 施行期日

平成29年4月1日

N o
3

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

雇用保険の失業等給付の拡充に係る国家公務員退職手当法の改正に準じた措置を講じるため、関係規定を改めるもの

1 失業者の退職手当の拡充（第9条関係）

(1) 基本手当に相当する退職手当の給付日数の延長

失業者の退職手当（以下「退職手当」という。）の支給を受ける退職者に対して、次に掲げる場合には、雇用保険の基本手当の支給の例により、所定給付日数を超えて基本手当に相当する退職手当を支給できることを定める。

ア 心身の故障や公務上の傷病等による退職者で、別に規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が再就職を促進するための就職指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 身体障害者等の再就職が困難である退職者で、別に規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が再就職を促進するための就職指導を行うことが適当であると認めたもの

(2) 移転費に相当する退職手当の支給対象範囲の拡大

退職者が、公共職業安定所の紹介した職業に就く場合等に加え、職業紹介事業者等の紹介した職業に就く場合等にも、雇用保険の移転費の支給の例により、移転費に相当する退職手当を支給できることを定める。

(次頁に続く)

(続き)

2 施行期日

1 (1) は、公布の日

1 (2) は、平成30年1月1日

No
4

北九州市市税条例の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の所得割の税率を引き上げる等のため、関係規定を改めるもの

1 個人市民税

(1) 所得割の税率の引上げ (第20条関係)

現行	改正後
100分の6	100分の8

(2) 非課税累積投資契約に基づく非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することを定める。(付則第23条の3関係)

2 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置の対象となる固定資産の課税標準について、本市において適用する特例率を定める。(第49条の2、付則第9条の2関係)

(1) 家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産 2分の1

(2) 居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産
2分の1

(3) 事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産
2分の1

(4) 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産 2分の1

3 軽自動車税

(1) 環境性能割の創設 (第64条、第64条の2、第64条の5 - 第64条の9、第65条、付則第27条の2 - 第27条の6関係)

(次頁に続く)

(続き)

ア 三輪以上の軽自動車の取得者に対して環境性能割を課することを定める。

イ 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として別に定めるところにより算定した額とすることを定める。

ウ その他環境性能割の税率、徴収の方法等について定める。

(2) 現行の軽自動車税を種別割とする。(第64条、第64条の4、第66条、第67条、第69条―第74条関係)

(3) 平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する軽四輪車等に係る当該車両番号指定の翌年度分の軽自動車税の税率の特例を定める。(付則第28条関係)

4 施行期日

1 (1) は、平成30年1月1日

1 (2) は、平成31年1月1日

2 及び 3 (3) は、公布の日

3 (1) 及び (2) は、平成31年10月1日

<p>N o 5</p>	<p>北九州市債権管理条例について</p> <p style="text-align: right;">(財政局債権管理室)</p>
<p>市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を確保し、もって公正かつ円滑な行財政運営に資するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 目的 (第1条)</p> <p>(2) 定義 (第2条)</p> <p>(3) 他の法令との関係 (第3条)</p> <p>(4) 市長等の責務等 (第4条)</p> <p>(5) 台帳の整備 (第5条)</p> <p>(6) 徴収猶予 (第6条)</p> <p style="padding-left: 2em;">強制徴収債権について、債務者が市の徴収金を一時に納付することができないと認められるときは、その徴収を猶予することができる旨を定める。</p> <p>(7) 債権放棄 (第7条)</p> <p style="padding-left: 2em;">非強制徴収債権について、一定の要件に該当する場合は、当該債権等の全部又は一部を放棄することができる旨を定める。</p> <p>(8) 情報の利用 (第8条)</p> <p>(9) 委任 (第9条)</p> <p>2 施行期日</p> <p style="padding-left: 2em;">公布の日</p>	

No 6	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課)
---------	--

観光施設を新設する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
北九州市大連友好記念館の新設（別表第1関係）

名 称	位 置
北九州市大連友好記念館	北九州市門司区東港町1番12号

- 2 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
北九州市立国際友好記念図書館の廃止（別表第2関係）

名 称	位 置
北九州市立国際友好記念図書館	北九州市門司区東港町1番12号

- 3 施行期日

1 は、規則で定める日

2 は、平成30年4月1日

No 7	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (産業経済局農林水産部総合農事センター)
---------	--

北九州市立総合農事センターについて、利用料金制度を導入するため、関係規定を改めるもの

1 利用料金制度の導入（別表第2、別表第3関係）

北九州市立総合農事センターについて、現行の使用料の額に相当する額を利用料金の上限額として設定する。

利用料金の上限額（主なもの）

展示ホール	9～12時		800円～3,600円
	12時～16時30分		1,200円～5,400円
研修室等	1時間又はその端数ごとに		100円～800円
駐車場	普通駐車	大型自動車及び中型自動車	1台1回 1,000円
		普通自動車	1台1回 100円又は300円

2 施行期日

規則で定める日

<p>N o 8</p>	<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市計画課)</p>
<p>北九州広域都市計画地区計画の変更等に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 変更する地区整備計画区域（別表第2関係）</p> <p>（1） 上吉田五丁目地区地区整備計画区域</p> <p>（2） 曾根地区地区整備計画区域</p> <p>（3） 吉田にれの木坂地区地区整備計画区域</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>	

<p>N o 9</p>	<p>北九州市港湾施設管理条例の一部改正について (港湾空港局港営部港営課)</p>
<p>港湾施設について、指定管理者の指定の手続の特例を設ける等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 指定管理者の指定の手続の特例（第29条の3関係） 港湾施設（旧大連航路上屋及び北九州市旧門司税関を除く。）の指定管理者の指定に係る申請について、市長が当該港湾施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができることを定める。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No 10	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について <div style="text-align: right;">(教育委員会中央図書館奉仕課)</div>
----------	---

北九州市立視聴覚センターを移転するため、関係規定を改めるもの

1 視聴覚センターの移転（別表第2関係）

現行	改正後
北九州市小倉北区城内4番1号	北九州市八幡西区相生町20番1号

2 施行期日

規則で定める日

No 11	公有水面埋立てによる土地確認について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	---

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの

土地の所在地	面積
北九州市門司区田野浦海岸10、 12地先	309.10㎡
北九州市若松区響町三丁目19の 1、26、27地先	18万4,376.51㎡

N o 1 2	町の区域の変更について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
------------	--

公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入するもの

土 地 の 所 在 地	町 の 区 域	面 積
北九州市門司区田野浦海岸10、 12地先	門司区田野浦海 岸	309.10 m ²
北九州市若松区響町三丁目19の 1、26、27地先	若松区響町三丁 目	18万4,376.51 m ²

No 13	住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	---

住居表示を実施するに当たり、実施区域及び住居表示の方法を定めるもの

1 住居表示を実施すべき市街地の区域

区 名	実 施 区 域 名
若松区	小敷ひびきの一丁目・二丁目、塩屋一丁目・四丁目、塩屋二丁目・三丁目の一部、ひびきの北

2 住居表示の方法

街区方式

No 14	北九州市東部農業委員会の委員について <p style="text-align: right;">(産業経済局農林水産部農林課)</p>
<p>北九州市東部農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするもの</p> <p>過半数とする者</p> <p>農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者</p>	

No 15	北九州市西部農業委員会の委員について <p style="text-align: right;">(産業経済局農林水産部農林課)</p>
<p>北九州市西部農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするもの</p> <p>過半数とする者</p> <p>農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者</p>	

N o 1 6	市道路線の認定、変更及び廃止について (建設局総務部管理課)
------------	---------------------------------------

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

\	数	延 長	面 積
認 定	2 0 路 線	2, 5 9 8 m	1 5, 0 3 8 m ²
変 更	4 路 線	△ 1 8 2 m	△ 2 3 3 m ²
廃 止	3 路 線	△ 1 8 0 m	△ 8 0 6 m ²

No 17	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(港湾空港局港営部港営課)</p>
<p>小倉北区西港町に所在する市有地を倉庫用地として売り払うもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の地目及び所在地 宅地 小倉北区西港町122番192 土地の面積 1万2,206.19㎡3 売払い予定金額 2億8,269万5,360円	

<p>N o 1 8</p>	<p>市有地の処分について (港湾空港局みなと振興部物流振興課)</p>
<p>若松区響町一丁目及び響町二丁目に所在する市有地を風力発電実証研究施設用地として売り払うもの。</p> <p>1 土地の地目及び所在地 宅地、雑種地 若松区響町一丁目 1 2 2 番 3 若松区響町二丁目 2 番 9</p> <p>2 土地の面積 1 万 6 , 8 2 3 . 4 1 m²</p> <p>3 売払い予定金額 3 億 2 , 6 3 7 万 4 , 1 5 4 円</p>	

No 19	公有水面埋立てに関する意見について (港湾空港局空港企画部空港企画課)
----------	--

国土交通省九州地方整備局出願に係る公有水面埋立てについて、福岡県知事、苅田港港湾管理者福岡県、北九州市長及び北九州港港湾管理者北九州市から意見を求められたので、異議ない旨回答するもの

出 願 人	国土交通省九州地方整備局
埋 立 区 域	北九州市小倉南区空港北町7番地先から京都郡苅田町空港南町7番地先に至る公有水面
埋 立 面 積	2,495,980.50㎡
埋立地の用途	空港関連用地、道路用地、緑地
工事施行期間	22年

No 20	指定管理者の指定について（北九州市立小倉南図書館） <div style="text-align: right;">（教育委員会中央図書館庶務課）</div>
----------	--

新設される北九州市立小倉南図書館について、指定管理者を指定するもの

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
北九州市立小倉南図書館	日本施設協会・図書館流通センター 共同事業体	北九州市立小倉南図書館の供用開始の日から平成34年3月31日まで

No.	件名	要 旨	
平成 29 年度 予 算 規 模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	4億8,427万3千円	5,633億3,327万3千円
	特別会計	0千円	5,651億 610万円
	企業会計	0千円	1,284億1,015万円
	合 計	4億8,427万3千円	1兆2,568億4,952万3千円
21	平成29年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額	4億8,427万3千円
		2 総 額	5,633億3,327万3千円